湖風（うみかぜ）

NALCびわこ彦根・広報誌
第１０３号・平成２７年８月10日
彦根市後三条町１２５（安田武雄方）
電話＆FAX０７４９・２３・２５３７
編集・発行責任者・小林　　博

改正道路交通法

１．道路交通法の厳罰化

改正道路交通法が施行されて、1年になります。改正の趣旨は、近年の道路交通に係る社会情勢に対応するために厳罰化されたもので、この改正から、1年間で免許証を取消されたり、拒否されたりした人が倍増しています。

今年６月１日に自転車に関する改正道路交通法が施行された。事故が多発し、交通事故全体の２割を占めたため厳罰化された。

２．一定の病気に係る運転対策とは、

免許の拒否理由などとされている一定の病気とは、・統合失調症・てんかん・そううつ病・重度の睡眠障害・認知症・アルコールや覚せい剤の中毒などですが、自動車の運転に支障がなければ、免許の拒否や取消等の対象となりませんが、虚偽の回答した者には罰則が整備され、医師による任意の届出制度や、疑いのある者を医師の診断までの間停止するなどが定められています。

３．　悪質・危険運転者対策とは、

無免許運転等に対する罰則の強化で、無免許者に車両を提供したものや、同乗行為にも罰せられます。

４．　自転車利用者対策とは

今回の改正は14歳以上が対象で、14項目の危険行為をした運転者は、３年間で２回以上摘発されると運転者講習をうけ、怠ると５万円以下の罰金を受けます。また、自転車は「軽車両」に分類され、自動車と同じように「左側通行」が原則で、走行が認められている歩道や車道を走ることが危険な場合は歩道を走れます。14項目には、信号無視や飲酒運転、一時停止無視なども含まれ、傘刺しや携帯電話を使用中の事故も同じです。　（安田）

びわこ彦根広報板

〔６月の活動記録〕

時間外預託点数　６点　（１人）
奉仕活動点数　　３点　（３人）

〔運営委員会・月例会〕

実施　７月７日（火）ＰＭ１：３０～
予定　８月４日（火）ＰＭ１：３０～

〔６月度の経過報告〕

*サロン開催実績
おしゃべり５回２５　パソコン０回
卓球３回１１名　読書２人１２冊
チビッコサロン　９組２１名

〔助け合い〕　０件

〔福祉調査センターの活動〕

実施　６月２件
予定　７月１件

〔連絡事項〕

・彦根市福祉保健部医療福祉推進課から２名、来訪され、宅老所の運営について話し合いをした。再度訪問がある予定で協議をします。

・7月16日（木）にナルクの京滋地区事務長会があり、代表の小林が出席しました。会議では、地区の運営の内容について報告がありました。

・ナルクびわこ彦根の今後の運営に対する意見をお願いします。彦根市からも要請を受けています。

・**ナルクカフェを、毎週火曜日＆第２、第４金曜日に無料で開催しています。お待ちしています。**